

第3章 八王子の環境の現状と取組

第1節 人と自然が共生したまちをつくる

現状と課題

本市は山地・丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の約6割を占める都内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住意向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が26年度市政世論調査でもトップを占め(60.0%)市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

また、みどりは、私たち市民にやすらぎや、うるおいをもたらすだけでなく、健全な水循環系の構築や地球温暖化の防止など多面的な機能を持っています。また、木質バイオマスとして、化石燃料に代わる災害時のエネルギー源としても注目されています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変されています。本市のみどりの移り変わりを樹林地率でみると、昭和45年に61%を占めていましたが、平成19年には47.1%まで減少し、全体的にみどりの減少が進んでいます。

本市において、樹林地や森林、農地などを含む緑被率は現状で61%(平成19年調査)となっています。市街地開発が進展する中、現在の緑地の水準を確保することが急務となっており、21年度に策定された「みどりの基本計画」では、10年後も同様の水準を保つことを目標としています。

また、市内の緑地には希少な動植物が生息しているとの情報も寄せられており、環境的価値に着目するとともに、生物多様性の観点から貴重な緑地を市の緑地保護地区および斜面緑地保全区域に指定しているほか、都の緑地・里山の保全地域として、その保全を図っています。

水環境の現状として市内には、多摩川水系の16河川の源流があり、多くの湧水や沢など水環境に恵まれています。水質においては、公共下水道整備が完了したことで、20年度から河川の水環境基準点で水質(BOD)の水環境基準を達成しています。一方、都市化による森林や農地の荒廃や減少、宅地化や市街地化などの結果として雨水が浸透する機能が低下したことで、湧水の枯渇や河川水量の減少、瀬切れなどが顕著となり、水循環機能の低下が指摘されています。

市では、市民の水辺に対する意識の高まりを受け、まちづくりに水辺を活かすため、湧水ネットワーク構想の8か所の湧水のうち4か所において、市民と協働による湧水の保全と水辺の活用を課題とした取組を進め、湧水のかん養域における雨水浸透の推進と湧水地の保全のための整備を行っています。また、保全意識の高い地域などにおいても、生態系豊かな水辺整備を進めています。

さらに、水量確保の対策として、17年度より雨水浸透施設および雨水貯留槽の設置に係る補助事業を進めていますが、26年度に策定した雨水貯留浸透推進計画により、公共施設や住宅の建築時、宅地開発の際に貯留浸透施設の設置を推進します。また、水源地においては、森林再生事業や花粉の少ない森づくり事業により、森林の循環による水源かん養機能の向上も進んでいます。

—八王子市のみどりの移り変わり—

①大正 10(1921)年
65%の樹林地率



②昭和 29(1954)年
68%／戦争や養蚕業の衰退により桑畑が減り、薪炭林に転用されたため、周辺部の平坦地に雑木林が多くなった



③昭和 45(1970)年
61%／樹林地は市街地に変化する傾向が強まり、市面積の約7%にあたる樹林が減少した



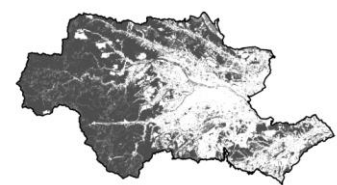
④昭和 54(1979)年…58%／美山・小津地区の採石場、加住地区の住宅開発などの影響で大規模に改変された



⑤平成 2(1990)年
51%／ニュータウンをはじめ、住宅地、墓園、大学等の面的整備による大規模改変が進められた



⑦平成 19(2007)年
47.10%／住宅開発等により年々減少した



第1項 みどりの多面的機能の活用

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)
市が保全をすすめている里山の数	2 か所	4 か所	6 か所

(指標のねらい)

身近な自然環境である里山を間伐や下草刈りなどの手入れを行い、適正に管理することにより、みどりの持つ多面的な機能を発揮させることにつなげます。適正に管理されている里山を増やしていき、将来的には森林全体の多面的な機能を発揮させる取組を行います。

※2 か所とは、堀之内里山保全地域・滝山里山保全地域。

1. 森林の適正管理

(1) 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が受託し実施しています。森林所有者にパンフレットを送付し、事業の周知を図っています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
間伐実施面積 (ha)	29.9	10.34	44.42	16.35	33.72

(2) 森林経営計画制度

森林経営計画は森林法に基づき、森林所有者等が森林の施業及び保護について、自らが作成する計画です。

計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を充分に発揮させることを目的とした制度です。26年度は森林経営計画を新たに2件認定し計画面積が203.46haの増加となりました。

2. 森林の活用

都環境局は、26年5月に策定した「民間主体との協働による緑地保全モデル事業基本方針」に基づき、一般財団法人セブン・イレブン記念財団と協定を締結し、川町の緑豊かな都有地において「自然環境保全・環境体験学習事業」を開始することになりました。

26年度は、都環境局、一般財団法人セブン・イレブン記念財団のほか、近隣町会・自治会、教育施設、市等により運営協議会を設立し、事業内容の検討を行ってきました。そのほか、活動の拠点となる管理棟・研究室の建設、駐車場の整備などを行い、27年4月には「高尾の森自然学校」を開校しました。

この事業は、都民に体験を通じて自然の良さを体感してもらうことを趣旨とし、区域内での間伐、下草刈り、炭焼きなどの体験、希少種の保護・観察会及び生態系の調査・研究、子供たちを対象とした自然学校、クラフトワークなどを実施しています。

市は、都環境局と一般財団法人セブン・イレブン記念財団が実施する事業への協力に関する協定を締結し、地元の町会・自治会、教育機関などとの連絡・調整、事業の広報などを担っています。

3. 里山の管理・活用

(1) 里山保全地域の植生管理

自然環境の要素のひとつとして、丘陵地の森林、農地などが一帯となった「里山」があります。市内にはこうした里山を含む谷戸が多く残されており、景観要素としても重要なものとなっています。里山は、生きものの生息・生育環境として、また、人と自然のふれあいの場として重要な役割を有しています。さらには、里山での生活の中で育まれた文化が根付いています。

しかしながら、多様なみどりの機能を持つ里山は、土地所有者の高齢化や燃料革命などの社会情勢の変化に伴い、管理が放棄され、その公益的機能が低下する危機にあります。

都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例（通称：自然保護条例）」の規定に基づき、保全すべき自然地のひとつとして「里山保全地域」を指定しており、市内では2か所が指定されています。

市では、保全団体や地域住民と協働を図り、指定された里山保全地域の維持管理・活用を推進するほか、都からの植生管理受託により間伐、下草刈りなどを業務委託しています。

(2) グリーンシップ・アクション活動への支援

都は、自然保護条例に基づき保全地域を指定し、地域ごとに定められた保全計画に基づいて自然の保護と回復に向けた活動を進めています。これら東京に残された貴重な自然を保全していくためには、都民、行政、企業、NPOがそれぞれの役割を担い、協力して取り組むことが重要となっています。

そこで、15年度から、保全地域の良好な自然環境づくりとより広い都民層に環境に対する関心を高めてもらうため、いくつかの保全地域においてNPO等による運営の基、都、企業等と連携して自然環境保全活動事業を実施しています。これを「東京グリーンシップ・アクション」と称しています。

市は、この東京グリーンシップ・アクションの活動に必要な資材等の供給、NPOや企業では出来ない高度で専門的な作業を業務委託することにより活動の支援し、里山保全に貢献しています。

(3) 公園アドプト団体への支援

公園アドプト制度とは、住民が身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施する制度です。このうち、市では里山の原風景を活かした公園・緑地において里山活動を行うアドプト団体に対し、通常の支援に加え林床管理や炭焼きなどの活動に関するアドバイスやサポートなどを指定管理者とともにを行っています。

(4) 環境学習の場所としての活用

里山を環境学習の場所として活用することは、実際の自然体験を通じて動植物の生息・生育に関する知識を身に着けるだけでなく、人と自然が共生して育んできた里山の文化を知る機会でもあります。

市では毎年、里山保全地域において、小学生とその保護者を対象とした「親子里山保全体験講座」を企画し、笹刈り、落ち葉を集めてのたい肥づくり、篠竹を利用したクラフトワークなどの体験講座を実施しています。こうした自然体験を通した体験学習は、自然環境に負荷をかけない生活様式を知り、身につけるとともに、自然環境の問題について理解し、課題を解決することにつながると考えています。



落ち葉集め



たい肥づくり

4. 評価

第2次環境基本計画の第4章では、4つの基本目標を基調として施策を体系的に定めており、市が中心となって推進する15の基本施策ごとに毎年度目標を立て、事業を進めています。基本施策ごとに市内部での点検・総括評価を行なった上で、環境推進会議で相互評価を行っています。

ここでは、基本施策Ⅰ—1みどりの多面的機能の活用についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H26実績
市が保全をすすめている里山の数	2か所	4か所	6か所	2か所	2か所
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	順調	都条例に基づき指定した里山保全地域の保全・活用を図った。		当面は2か所の保全・活用を図る。	

基本施策の評価： ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

森林の適正管理では、森林経営計画への加入者の増加や森林再生事業による間伐・枝打ちの実施などにより、おおむね順調に進んでいる。都有地における民間との協働事業に協力し、自然環境の体験学習の場の整備を進めることができた。また、里山の維持管理・活用のため保全団体との調整を行い、維持管理基準に沿った植生管理を行った。

<今後の展開>

森林経営計画の認定件数を増加させることなどにより、さらに森林の適正管理を進めるとともに、里山の維持管理等のため保全団体等との協働を図る。

<環境推進会議での相互評価>

市内の広大な森林を適正に管理していくには、森林所有者が森林経営計画に加入することは重要であるため、引き続き加入促進に努めていただきたい。また、森林や里山を環境学習の場として活用し、保全を行うために市民団体と市との協働を引き続き積極的に行っていただきたい。

第2項 森林の循環の強化

目標

目 標

八王子産の木材を普及・啓発し、活用を進める

(目標のねらい)

間伐材の搬出量を拡大し利用することで、森林の循環につなげます。

1. 木材利用の推進

(1) 八王子産材を含む多摩産材利用促進

「花と緑のまちづくりフェア」で八王子産材製品の展示を行っています。また、農林課のカウンターの作製や庁内に八王子産材製品を配布するなどのPR活動を行っています。市施設の建設にあたっては、低層の建築物は木造化を進めるとともに、改修工事においては外壁や内装材の木質化により、多摩産材の利用を進めています。



八王子産材製品の展示

利用状況(26年度)

建物名	使用用途	使用量 (m ³)
高尾599ミュージアム	カフェチェア、カフェテーブル、スツール、本棚等	1. 6
	内壁材、外壁材等	18. 4
大横保健福祉センター	家具扉、カウンター等	1. 3
梶田小学童保育所	構造材、下地材、床材、造作材等	23. 2
その他(農林課)	カウンター、決裁板、パソコン台	3. 3
	合計	45. 4

(2) 木質バイオマスの利用促進

ア. 木質ペレットストーブ設置費の補助

再生可能エネルギー利用機器設置費補助制度において、木質バイオマスの利用を促進するため、26年度から補助対象機器に木質ペレットストーブを加え、9件の助成を行いました。



木質ペレットストーブ

イ. 木質バイオマスボイラーの運営

再生可能エネルギーの普及啓発や、豊富なみどりを有効活用するため、木質バイオマスボイラーを北野清掃工場に設置しています。

このボイラーは、長池公園や上柚木公園等から出る剪定樹木を燃料としており、ボイラーで沸かしたお湯を利用する足湯を併設しています。

社会科見学の児童やあったかホールの来館者等利用者も多く、26年度は、約8,500名の方が利用しました。



北野清掃工場の足湯

2. 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—Ⅱ 森林の循環の強化についての評価結果を掲載します。

目標

目標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H26 実績
八王子産の木材を普及・啓発し、活用を進める	—	—	—	—	—
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	—	—		引き続き、八王子産材を含む多摩産材をPRする。	

基本施策の評価 : ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

八王子産材をイベントなどで積極的にPRをしたほか、木質バイオマスの利用促進として、木質ペレットストーブを設置補助申請対象とするなどにより、森林の循環の「木を使う」という部分について進めることができた。

<今後の展開>

再生可能エネルギー利用機器設置費補助において木質ペレットストーブの申請が少ないため市民・事業者にも木質バイオマスの利用について意識啓発を行う。

<環境推進会議での相互評価>

木を材料として使用することや再生可能エネルギーとして使用することは森林の循環のためには重要であるため、八王子産材を公共施設等で積極的に使用することや、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの普及を図っていただきたい。

第3項 まちなかみどりの保全・創出

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
八王子グリーンマッチング制度を利用し管理している面積	5,921 m ²	20,000 m ²	35,000 m ²

（指標のねらい）

手入れの行き届いていない斜面緑地を、市民・事業者と市が協力して適正に管理することにより、まちなかみどりの維持再生につなげます。

1. 斜面緑地の保全

（1）みどりを保全する施策

ア. 市街地に残る斜面緑地の保全

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民、事業者および土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定と保全に伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を17年7月1日に施行しました。また、その施策の実現を図るため「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金条例」として17年3月8日に制定・施行しました。

（ア）条例に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は近年の宅地化などにより徐々に減少しており、その保全に取り組んできましたが、法令や都条例等による十分な保全措置がとれないため、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難となっていました。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけではなく、動植物の生息地となっているほか、木々の環境浄化作用により健康保持にもつながるなど、大きな役割を担っています。

そこで、これらの役割を「みどりが持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できるよう、新たなしくみづくりに取り組むため、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、法律やこれまでの条例等では保全しきれなかった緑地を守っていきます。



市街地に残る貴重なみどり

—条例の特徴—

- （1）公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定
- （2）みどりの環境的な価値に相当した支援
- （3）保全区域内の行為（伐採等）の届出の義務化
- （4）みどりの保全基金の活用
- （5）斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体などの支援、育成

この条例に基づき、斜面緑地保全区域の指定拡大を行い、その内容は下記のとおりです。

指定日	指定面積	指定内容
H18. 4. 1	107,542.05㎡	緑地保護地区からの移行
H18. 6. 20	3,778.00㎡	追加指定：金比羅斜面緑地保全区域
H19. 2. 14	81,056.03㎡	追加指定：谷野斜面緑地保全区域 新規指定：宇津木、暁町ひよどり山、石川天野、十二社、長沼、下柚木、大石やかた、川口さげ坂、石川田島、横川西、石川高倉野、打越大畑、館町和田および三田斜面緑地保全区域
H19. 11. 29	13,347.00㎡	新規指定：小宮八ヶ上斜面緑地保全区域
H20. 2. 29	36,536.00㎡	追加指定：片倉および打越大畑斜面緑地保全区域 新規指定：片倉時田上、西中野甲ノ原および館町尾崎斜面緑地保全区域
H21. 3. 18	35,436.62㎡	新規指定：中山、川口中部、館町日向四ツ谷、櫛田大巻、元八王子松子前、元八王子八幡宿、小比企杉之下および大和田山之上斜面緑地保全区域
H22. 3. 31	10,012.66㎡	新規指定：石川宮下、暁町馬場谷戸斜面緑地保全区域
H23. 3. 10	3,670.10㎡	新規指定：堀之内山神、寺田斜面緑地保全区域
H24. 3. 31	8,046.00㎡	追加指定：西中野甲ノ原斜面緑地保全区域
H26. 3. 31	24,680.86㎡	追加指定：谷野、打越大畑斜面緑地保全区域 新規指定：大塚、横川上横川、川町橋通および櫛原前川原斜面緑地保全区域
H26. 7. 15	6,677.00㎡	新規指定：山田西谷、元八王子御霊谷斜面緑地保全区域

指定地域は26年度末現在で44か所、指定面積は288,645.73㎡となっています。

(イ) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金条例」を制定しました。基金の財源として、開発行為による植樹委託金などを繰入れ、基金の充実を図っています。引き続き市のホームページなどを通して、保全基金の活用を紹介しながら周知に努めていきます。

(ウ) グリーンマッチング八王子の取組

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき指定された斜面緑地保全区域内において、所有する緑地の維持管理・活用の手伝いを希望する土地所有者と、緑地で活

動したい、手伝いをしたいという保全団体を、市が仲介役となって引き合わせ、三者が連携して緑地の保全をしていく制度です。土地所有者は活動場所の提供と活動に必要な保全活動協力金の提供を、保全団体は保全活動協力金を活かして保全活動の実施を、市は総合的な調整、技術的指導、専門的助言、道具提供、傷害保険の加入等の支援をそれぞれの役割としています。26年度末現在で、1つの協定により、約900㎡の緑地がこの制度により維持管理されています。今後も土地所有者への制度の周知により活動範囲を拡大していきます。

イ. 緑地保護地区の指定

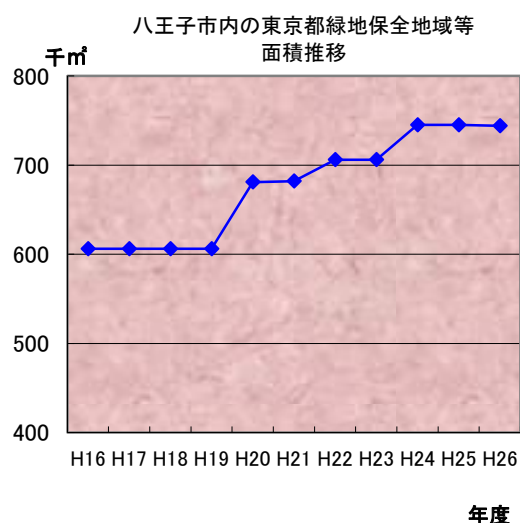
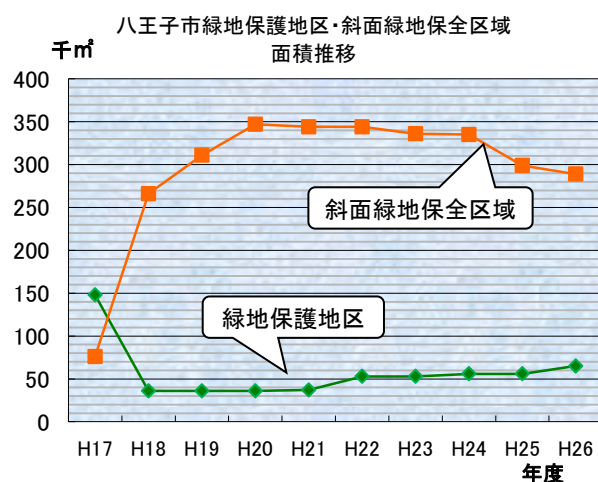
緑地保護地区は「八王子市緑化条例」に基づき土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を補助し適正な管理を支援するとともに伐採などの行為については届け出を義務付けています。

26年度末現在で5か所、総面積64,742㎡が指定されています。

ウ. 都の保全地域の指定

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を保全地域に指定し都民の大切な財産として末永く残していこうとしています。

26年度末現在で14か所、総面積744,274.88㎡が指定されています。



エ. 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、17年度から生産緑地地区の追加指定を行い、市街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
指定面積 (ha)	256.1	253.3	250.9	247.6	244.9

(2) 緑化の推進

ア. 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御等、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置など可能な場所への植樹に努めています。

市道の新設にあたって、可能な場所への街路樹や低木の植栽に努めるとともに、国や都に対しては道路の新設や拡幅などの実施計画の段階で道路の緑化を積極的に行うよう働きかけています。

イ. 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、費用の一部を補助しています。26年度は、28件、延長251.05mについて補助を行いました。

なお、視覚によるPRとして、19年度から市役所本庁舎において生け垣の見本を展示しています。景観面や防災面などからの重要性もPRするとともに、イベント時のパンフレット配布をはじめ、新築や増改築の際は生け垣を作るよう今後も普及啓発に努めていきます。



沿道の生け垣化



生け垣見本の展示

ウ. 花づくり事業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上、南口とちの木デッキ上、南大沢駅前歩行者専用道路およびめじろ台駅前広場のプランターに市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開し行き交う多くの人の心を和ませています。

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん（マルベリーとちの木花づくり会、南大沢みどりのサポーターの会およびめじろ台駅前広場花壇の会）が中心となって実施しています。

また、事業周知だけではなく、緑化意識の向上などを目的に、職場体験やインターンシップなど、多くの若者が花づくり事業を体験してもらっています。



マルベリーとちの木花づくり会
による植替え作業

エ. みどりのカーテン

みどりのカーテンは、緑化の推進になるとともに、室内の温度上昇を抑える効果があります。

26年度は、児童館、小中学校、清掃事業所など、市の施設97か所に設置しました。

今後、公共施設への設置箇所を増やすとともに家庭への普及・啓発を図っていきます。

(みどりのカーテンについては、44ページ「家庭の取組支援」にも掲載しています。)



みどりのカーテン（南大沢清掃事業所）

2. 遊休農地の活用

(1) 農地バンク制度による農地の賃借促進

高齢化や後継者不足などにより、全国的に遊休農地は増加の一途をたどっており、都内随一の農業生産高を誇る本市も例外ではなく、その解消は喫緊の課題となっています。特に、市街化調整区域内にある農地は、他の用途への転用が難しいうえ、賃借を希望する農地の情報も集約されていないのが実情です。

そこで、貸付けを希望する市内の遊休農地の情報を集約するとともに、借り手として登録した方の情報を提供し、賃借につなげる目的で「農地バンク制度」を26年4月から始めました。

(2) 農家直営農園の促進

農家直営農園は、農地の有効利用及び遊休農地解消の一方策として開始されたもので、農家や農地所有者が一定の条件を満たした農地において、市と農地の貸付協定を結び、自らが農園開設者となって経営する区画貸の市民農園です。26年度は新たに1農園を開設しました。これまでに17農園が開設されています。

3. 市民農園の整備

市民の健全な余暇利用として、野菜の栽培を通じ、家族ぐるみで土に親しみ、健康増進と豊かな情操を培う憩いの場を提供することを目的に、昭和49年度から市民農園を開設しています。

(26年4月1日現在)

	農 園 名	所 在 地	面 積 (㎡)	区 画 数
1	由 木	下柚木 2-19-20	772	51
2	久 保 山	久保山町 1-33-1、1-33-2	1,857	95
3	散 田	散田町 4-12 (4-316-9 の内)	800	58
4	諏 訪	諏訪町 386 外	1,325	56
5	緑 町	緑町 445-1 外、446-1 の内	734	45
6	寺 田	寺田町 1113 外	1,774	84
7	越 野	越野 25-8	704	36
8	東 中 野	東中野 1502 外	621	57
合 計			8,587	482

4. アドプト制度の拡大

市民と市との協働による公園や道路の維持活動のあり方を求めて、14年度より公園アドプト制度、15年度より道路アドプト制度を導入しました。身近な公園や市道の歩道等の清掃や除草などをボランティア活動として実施することにより美化意識の向上や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

最近では、アドプト団体と保育園や学校などとの共同作業が行われるほか、企業が地域貢献の一環でアドプト団体として登録する等、参加の形態が多様化しています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
公園アドプト参加団体数	210	224	226	236	274
道路アドプト参加団体数	43	45	51	57	58

5. 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—3 まちなかのみどりの保全・創出についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H26 実績
グリーンマッチング 八王子制度を利用し 管理している面積	5,921 m ²	20,000 m ²	35,000 m ²	5,921 m ²	892 m ²
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	やや遅れている	26年度は売却など土地所有者の事情により、グリーンマッチングを利用している斜面緑地保全区域の指定が解除されたため面積が減少した。		土地所有者へ制度のPRを図るとともに、戸吹地区にて里山保全のための人材育成を行うことで担い手を増やす。	

基本施策の評価： ほぼ目標を達成した

＜市内部での総括評価＞

グリーンマッチング制度の面積は、制度を利用している斜面緑地の指定解除により大幅に減少したが、斜面緑地自体は新規に指定し増えている。新規農園開設による遊休農地の活用、アドプト制度の加入促進による登録団体の増加により、まちなかのみどりの保全を進めることができた。また、市民農園の整備により、市民に健全な余暇利用の機会が提供できた。

＜今後の展開＞

土地所有者へパンフレットなどによりグリーンマッチング制度をPRし、制度の普及を図る。また、遊休農地の解消や、斜面緑地の指定、公園アドプトの登録団体増加などによりみどりの保全を進めていく。

＜環境推進会議での相互評価＞

まちなかのみどりを保全するための斜面緑地保全区域の指定は重要である。区域を適正に管理するためにはグリーンマッチング制度が重要であるため、制度のPR等を工夫して行っていたきたい。また、保全活動の担い手の育成も必要であり、育成された人員の活用も含め十分検討して行っていたきたい。

第4項 水資源の保全と再生

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
雨水浸透施設設置数	1,380 基	3,180 基	4,680 基

（指標のねらい）

雨水を浸透させることにより、地下水をかん養し、降雨時の表面流出量を抑制します。

1. 雨水浸透施設の設置促進

（1）健全な水循環の再生

地下水のかん養を図り河川流量を確保するため、雨水浸透施設等の設置を進め、健全な水循環を回復する取組を進めています。

ア. 公共事業における雨水貯留・雨水浸透対策

道路事業では、雨水排水施設を整備するにあたり、地盤の保水機能を確保できる透水性舗装を実施しています。26年度は市道由井268号線など8か所で透水性舗装、市道川口42号線で浸透トレンチおよび浸透人孔、浸透ますを設置したほか、大横保健福祉センターなどに浸透トレンチおよび浸透ます、浸透U型側溝、雨水貯留槽（タンク）を設置しました。

年度 項目	H23	H24	H25	H26
透水性舗装面積（㎡）	2,208	6,597	8,472	4,122.2
浸透トレンチ（m） ※注1	1,168.5	1,855.7	430.2	662.9
浸透ます（基数）	37	34	135	70
浸透人孔（基数） ※注2	1	3	7	7
浸透U型側溝（m）	137.9	90	155.6	20.7
雨水貯留槽（タンク）（基数）				3

※注1 浸透トレンチ：雨水浸透ます等と連結した浸透性の管。
雨水を導き、側面及び底面から地中へ浸透させる施設

※注2 浸透人孔：浸透性のあるマンホール

イ. 雨水浸透施設等設置補助事業

健全な水循環に向けて、建物の屋根に降った雨水を地中に浸透させやすくする雨水浸透ますと浸透トレンチの設置や雨水を植木や庭への散水に有効利用できる雨水貯留槽の設置に対し補助をしています。

年度 項目		H23	H24	H25	H26
雨水浸透施設	浸透ます（基数）	298	89	137	102
	浸透トレンチ （m）	7.4	6.0	113.9	17.0
雨水貯留槽（補助基数）		123	91	102	71



子安市民センターに設置した
雨水貯留槽

ウ. 地域と連携した湧水等保全・活用事業

身近な水辺を保全・活用し、地域の魅力を高める取組として、八王子駅南口周辺、叶谷・泉町湧水群周辺、中野地区、川口川上流域で、「身近な水辺の復活１０年プロジェクト」を展開しています。

２５年度は、いずみの森小中学校（八王子駅南口周辺）で学校ビオトープを整備し、水田など環境学習での活用が期待されています。叶谷榎池・泉町湧水群周辺では、泉町水路の整備に向けて実施設計、中野地区では地域連絡会での意見交換を行いました。

また、川口十二社弁天池では、外来種（アメリカザリガニ等）の駆除を行うとともに、谷戸の休耕田の水張りを引き続き行いました。叶谷・泉町湧水群の湧水量保全のための雨水浸透強化地区では、市民の協力で２５基の市設置型雨水浸透ますを設置しました。

２. 水源域の保全

川口川上流域の川口十二社弁天池周辺谷戸では、休耕田の水張りを行い、雨水かん養及び水生生物の生息空間を確保しました。また、専門家を講師に招き、保全の手法に主眼をおいた自然観察講座を開催し、谷戸の保全について啓発を行いました。

３. 評価

ここでは、基本施策Ⅰ—４水資源の保全と再生についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H26 実績
雨水浸透施設設置数	1,380 基	3,180 基	4,680 基	1,517 基	1,619 基
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	やや遅れている	雨水浸透ます設置の年度目標は下回ったが、周知・ＰＲに努め、１０２基を設置することができた。		効果的な周知・ＰＲの工夫と、毎月市内５か所の湧水量を測定し事業による効果を検証する。	

基本施策の評価： ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

雨水浸透施設の設置数については、周知・ＰＲを継続的に行ってはいるものの、年度の目標を下回った。一方で、公共施設、道路施設内への雨水浸透施設は設計どおりの施工を行ったことで増加している。外来種の防除等を行った谷戸の保全の推進も含め、水資源の保全を進めることができた。

<今後の展開>

雨水貯留浸透とともに雨水の利用を個人住宅等を含めたすべての施設を対象とした「雨水貯留浸透推進計画」が、２７年３月に策定された。この計画をもとに、更なる設置数の増加に向けて要綱・技術基準の設定を行う。

<環境推進会議での相互評価>

引き続き計画的に公共施設、道路施設への雨水浸透施設の設置を行うとともに、市民、事業者の設置数増加のためより効果的な周知・啓発を行っていただきたい。

第5項 良質な水質の保全

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
市内8河川9地点のBOD環境基準値	達成率 100%	達成率 100% の維持	達成率 100% の維持

（指標のねらい）

公共下水道の接続促進や市設置型浄化槽の整備促進などで、BODの環境基準（A類型2mg/L以下）を維持することにより、河川の水質の向上をめざします。

1. 生活排水対策の推進

河川の水質をより良好にするため、公共下水道への接続促進や浄化槽整備区域内の浄化槽の設置促進を含めた生活排水対策に取り組むとともに、工場や事業場等の排水指導を行っています。

（1）公共下水道への接続促進等

公共下水道への未接続家屋に対しては広報等のPR活動や戸別訪問を行うことで、接続促進活動を行ってきました。その結果、26年度末の接続率は97.8%となり、10年前と比べ9.5%向上しています。

また、下水道接続促進強化期間は23年度に終了しましたが、きめ細やかな市民対応と接続促進を引き続き行っていくために、相談窓口を水再生課に開設しています。

一方、北野処理区の一部は、雨水・汚水を共に処理する合流式下水道となっていることから、多量の雨が降った場合には未処理水が河川に流出してしまいます。そこで、市では「合流式下水道改善計画」を策定し、河川に流出する夾雑物を削減するため、雨水吐室5か所に夾雑物除去施設を設置しています。

これを踏まえ、雨水吐口2か所、北野下水処理場2か所で河川放流水の水質検査を毎年実施しています。26年度も基準値を下回っていました。

（2）浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽は、し尿（トイレの排水）や生活雑排水（台所やお風呂の排水）を微生物の働きによって浄化する設備です。浄化槽の正しい使用と適正な維持管理によって、微生物が活動しやすい環境を保つことが大切です。このため浄化槽法では、使用者に対して3大義務を定めています。（1. 保守点検 2. 清掃 3. 法定検査）

公共下水道整備地区内で浄化槽を使用している家屋に対しては、戸別訪問による公共下水道への接続促進を図ると同時に接続するまでの間、浄化槽の維持管理を徹底するよう指導しています。



また、公共下水道整備地区以外の市街化調整区域では、戸別浄化槽の設置促進活動を行い12基を設置し、合併処理浄化槽の引き取りとあわせ合計で391基の合併処理浄化槽を市管理としました。

(3) 市設置型浄化槽の整備促進

16年4月より浄化槽市町村整備推進事業による市設置型浄化槽「高度処理型（窒素除去型）」の設置を促進するとともに、浄化槽整備区域に設置されている個人設置合併処理浄化槽のうち高度処理型（窒素除去型）については、市が引取り維持管理を実施しています。

これまで、設置促進チラシの戸別配布等PR活動や訪問調査を実施してきましたが、浄化槽設置における経済的負担の軽減や、公共用地を利用した浄化槽の設置等により、さらなる市設置型浄化槽の整備促進を図ります。

2. 評価

ここでは、基本施策Ⅰ－5 良好な水質の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H26 実績
市内8河川9地点の BOD環境基準値	達成率 100%	達成率 100% の維持	達成率 100% の維持	達成率 100%	達成率 100% (継続中)
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	順調	26年度も基準値目標を達成した。		達成率100%を維持する。	

基本施策の評価： ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

個別訪問により公共下水道の接続促進に努めたが、接続率は目標値を下回ったものの、稼働している市設置型浄化槽は全て適切な維持管理を実施するとともに、個別の浄化槽の維持管理の指導を行うことにより、良質な水質の保全（市内8河川9地点のBOD環境基準値の達成率が100%）の維持がされている。

<今後の展開>

市内8河川9地点のBOD環境基準値の達成率100%を維持する。
公共下水道への接続率100%をめざし、個別訪問を継続していくほか、浄化槽の維持管理指導を徹底していく。

<環境推進会議での相互評価>

BODの環境基準の達成率は100%を維持しているため、今後も維持できるように努めていただきたい。また、良好な水質を保全していくためにも、公共下水道への接続促進については、100%の接続をめざして引き続き努力していただきたい。

第6項 生物多様性の保全

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標（H30）	最終目標（H35）
生物多様性の必要性を理解している市民の割合	28.9% ^{注3}	40%	50%

注3 25年度市政モニターなどによる調査結果

（指標のねらい）

市民に対し、多種多様な生きものや生態系が存在する生物多様性の必要性の理解と、関心を高めることにより、生物多様性の保全につなげます

1. 自然環境の現況把握

（1）河川の水生生物調査

河川に棲む水生生物は河川の水質を示す貴重な資料となります。きれいな水を好んで棲む生物、汚れた水の方が棲みやすい生物がいるため水生生物の調査を行うことは化学的調査を補完する意味が出てきます。

そのため、市では16河川すべてで水生生物調査を行うとともに、都と連携し市民を対象とした水生生物調査研修会を実施しました。



水生生物調査研修会（27年3月）

（2）市街化調整区域内の自然環境評価

市域の約6割を占める市街化調整区域においては、特に豊かな自然が残像していますが、一方で病院等の施設や資材置き場といった開発圧力に晒されており、良好な環境の保全に苦慮しています。

これらの課題に対応するため、23年度には、市街化調整区域を対象に、適正な土地の利活用とみどりの保全を図ることを目的として、「八王子市市街化調整区域基本方針」を定め、24年度に「八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例」を施行しました。

このような状況にある市街化調整区域については、みどりの基本計画において施策の方向性が示されており、みどりの評価を行い保全すべきみどりを明確にすることとなっています。

そこで、24・25年度の2か年にわたり市街化調整区域を対象とした動植物の現況調査を行い、自然環境の評価を行いました。調査・評価にあたってはその手法や結果等について学識経験者から専門的かつ学術的な意見を得ることを目的として「八王子しみどりの評価委員会」を設置しました。

2. 生きものの生息環境の保全・創出

(1) 水辺環境の保全・維持管理

ア. 水辺の水護り制度

身近な水辺を守り生活環境を快適なものとするために、市民や事業者と協働して水辺を再生・保全する地域に密着した市民の水辺の水護り活動を市は支援しています。

23年5月から始まった「水辺の水護り制度」は、個人、町会・自治会、事業者など21団体、372名の方に登録いただき、浅川や市内全域の水辺の清掃や除草、生きもの調査、環境学習などの水辺の保全活動を行っています。

また、登録団体の活動を年2回発行の「水のまちニュース」で紹介し、情報交換としています。



上宿水流し隊の活動

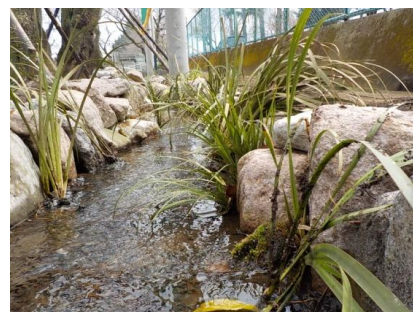
イ. 上川の里「北沢谷戸地区」の整備

22年度に特別緑地保全地区に指定された「上川の里」地区の保全と整備について、行政、地域住民、学識経験者による検討を行いました。26年度は特別緑地保全地区の中でも、湧水・雑木林・水田跡地などの里山環境が残っている北沢谷戸地区について、自然景観や動植物の生息環境を保存するとともに、より多くの市民が良好な自然環境に親しめるように保全と整備の方針を策定しました。

(2) 自然に配慮をした水辺づくり

いずみの森小中学校（三中）に学校ビオトープを整備し、小川や水田など水生生物の生息空間となる基盤を造りました。

また、生態系豊かな水辺の整備として、南大沢川（元八王子町二丁目）の改修を25年度に引き続き行いました。



いずみの森小中学校（三中）のビオトープ

(3) 環境教育、自然体験学習

ア. ガサガサ探検隊

第11回ガサガサ探検隊を7月19日に開催し、159名が参加しました。20種・450匹以上の生き物がいたことを確認しました。

イ. 水辺のかんきょう教室

教育委員会が主催する八王子市小学校科学教育センターに所属する児童を対象に「魚」「鳥」「水生生物」の観察を9月6日に行い、116名が参加しました。



ガサガサ探検隊（26年7月）

3. 外来植物対策の推進

(1) 河川、水路等の外来種対策

オオカワデシヤ（緊急対策外来種・特定外来生物）の駆除を川口川で行なったほか、多摩川多摩大橋上流右岸で、京浜河川事務所が主体で行ったハリエンジュ（産業管理外来種）の「巻き枯らし」試験施工に参加協力をしました。

また、叶谷榎池では、地元町会、西部地区環境市民会議と協働で、キショウブ（重点対策外来種）の駆除を行いました。

その他、水路の除草等の際にも随時駆除を行っています。



ハリエンジュの巻き枯らし

(2) 公園内の外来種対策

ア. 生息状況の調査

公園・緑地については、外来種の生息状況を注視し、特に希少な動植物が生息している箇所について、外来種による生態の影響が生じないよう環境を保護していきます。

イ. 外来種の防除と駆除

特定外来生物など、固有の動植物の生態に影響を与えるものについては防除・駆除する他、拡散しないよう公園利用者の啓発にも努めます。

4. 評価

ここでは、基本施策Ⅰ－6 生物多様性の保全についての評価結果を掲載します。

成果指標

指標名	計画策定時	中間目標 (H30)	最終目標 (H35)	前年度	H26 実績
生物多様性の必要性を理解している市民の割合	28.9%	40%	50%	28.9%	33.10%
	中間目標に向けた評価	評価理由		今後の展開	
	順調	各種イベント等において周知・啓発に取り組んだ成果として、対前年比4.2%増加した。		引き続きイベント等においてパネルの展示などにより周知する。	

基本施策の評価： ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

市街化調整区域内の自然環境評価による環境の現状把握により保全度を明確にした。また、環境保全団体と連携した体験学習の開催などにより生物多様性の関心を高めるとともに、自然に配慮した水辺づくりや外来種の防除により生物多様性の保全を進めることができた。

<今後の展開>

生物多様性の必要性の理解と関心を高め、生物多様性の保全につなげていく。

<環境推進会議での相互評価>

水生生物調査や自然環境評価の結果を活用し、生物多様性の保全に生かした施策を行っていただきたい。環境保全団体と連携し環境教育を行うことで生物多様性の必要性と理解を深めるよう啓発に努めていただきたい。また、外来種の防除を積極的に行っていただくとともに、外来種に関する情報を市民に発信していただきたい。